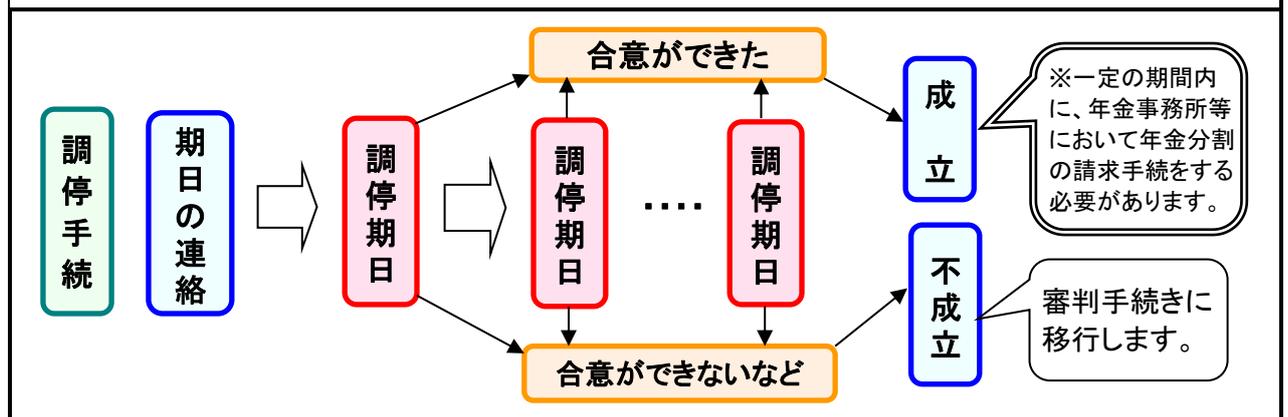
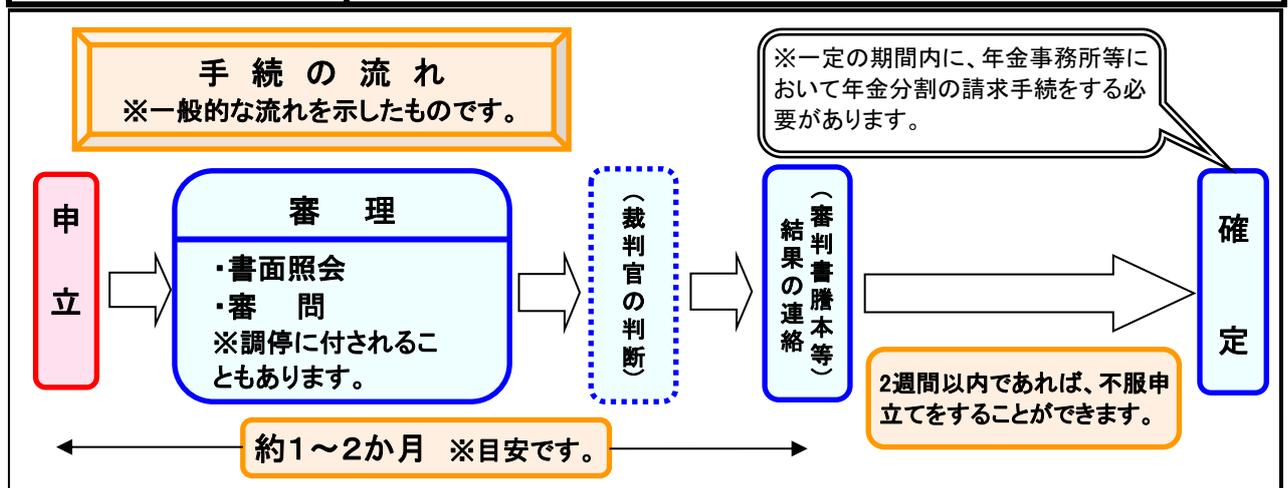


## 「請求すべき按分割合に関する処分」審判とは・・・

離婚時年金分割制度における年金の按分割合(分割割合)について、裁判官が、双方に事情を尋ねるなど審理をした上で定める、いわゆる「年金分割」の手続のことです(請求の期限については、裏面のQ3を参照してください。)。調停手続を申し立てることもできます。

申立てをする人	離婚した夫又は妻
申立てをする裁判所	(審判申立ての場合) 申立てをする人又は相手になる人の住所地の家庭裁判所
申立てに必要な費用	<input type="checkbox"/> 年金分割のための情報通知書1通につき 収入印紙 1,200円分 (審判申立ての場合、これに加えて、 確定証明書の交付手数料として 収入印紙150円) <input type="checkbox"/> 連絡用の郵便切手 3,180円分 【500円4枚、84円8枚、100円4枚、10円10枚、2円4枚】 <b>※ 収入印紙・郵便切手は裁判所では販売していません。あらかじめ郵便局等で購入してください。</b>
申立てに必要な書類	<input type="checkbox"/> 申立書、申立書のコピー 各1通 <input type="checkbox"/> 年金分割のための情報通知書(離婚後に交付されたもの) 1通 年金分割のための情報通知書のコピー 2通 <b>※ そのほかに書類の提出をお願いすることがあります。</b>



## よくあるご質問

### Q1 「離婚時年金分割制度」とは、どのような制度ですか？

平成19年4月以後に離婚した場合において、当事者間の合意や裁判手続により分割割合を定めたときに、当事者の一方からの年金分割の請求によって、婚姻期間中に納めた保険料(掛金)の額に対応する厚生年金(共済年金)を当事者間で分割することができる制度です。厚生年金のほか、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済が年金分割制度の対象となりますが、国民年金は対象となりません。

### Q2 請求すべき按分割合(分割割合)について合意ができていますが、家庭裁判所の手続が必要なのですか？

当事者間で按分割合について合意ができている場合には、家庭裁判所の手続を経ることなく、年金分割の請求手続(「標準報酬改定請求」といいます。)をする方法がありますので、詳しくは各年金の相談窓口(厚生年金は年金事務所)にお尋ねください。

### Q3 年金分割には、請求期限があるのですか？

厚生労働大臣等に対する年金分割の請求手続(標準報酬改定請求)は、原則として、離婚をした日の翌日から起算して2年を経過した場合には、請求できないこととされています。したがって、この期限を過ぎた場合には、家庭裁判所に対して審判又は調停の申立てをすることはできません。

### Q4 「年金分割のための情報通知書」は、どこで入手することができますか？

厚生年金の場合は、年金事務所に請求してください。共済年金の場合は、各相談窓口にお問い合わせください。なお、情報通知書を請求する際、請求書、年金手帳(又は基礎年金番号通知書等)、戸籍謄本などが必要になりますので、詳しくは各年金の相談窓口にお尋ねください。

### Q5 審判が確定(又は調停が成立)したときは、どのような手続が必要ですか？

家庭裁判所の審判や調停で按分割合(分割割合)が定められた場合に、実際に年金分割制度を利用するためには、年金事務所(厚生年金の場合)等において、年金分割の請求手続を行う必要があります(家庭裁判所の審判や調停に基づき自動的に分割されるわけではありません。)。特に、年金分割の請求には、期限が厳格に定められていますので、この期限が過ぎることのないようご注意ください。

年金分割の請求に当たっては、審判書謄本及び確定証明書(調停の場合は、調停調書謄本)のほか、戸籍謄本等の提出を求められますので、詳しくは各年金の相談窓口にお尋ねください。

名古屋家庭裁判所(本庁)に申立てをする場合の申立書等の提出(送付)先

〒460-0001

名古屋市中区三の丸一丁目7番1号 名古屋家庭裁判所 家事受付センター

( TEL 052-223-2830 )